

第 10 回 定例農業委員会議事録

令和 6 年 5 月 7 日 (火) 午後 2 時 0 0 より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員 (17 名)

1 中津 正三	8 清水 峰幸	15 桐山 文子
	9 林 新太郎	16 三輪 則夫
3 棚橋 新一	10 高橋 正彦	17 辻元 政博
4 岩井 豊太郎	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 下野 一郎	19 春日井 忠
6 吉田 和郎	13 田部 恵	
	14 吉田 幹夫	

欠席委員 (2 名)

2 佐竹 静		
7 桺瀬 美穂		

その他の出席者 (5 名)

安藤事務局長	三浦課長	長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

議案第 606 号 最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について

議案第 607 号 土地現況確認申請について

議案第 608 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号による証明願等について

議案第 609 号 買受適格証明願について

議案第 610 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 611 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 10 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第10回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、3番 棚橋委員、17番 辻元委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第606号 最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局

議案第606号、最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、説明させていただきます。

目標につきましては、昨年4月、議案第549号にて承認頂きましたものを机上に置かせていただいております。こちら右上に別紙様式1とあるものでございます。

結果について説明させていただきます。お手元の、「令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」をご覧ください。右上に別紙様式4と記載のあるものでございます。

最適化活動の目標設定等につきましては、農業委員会に関する法律第6条第2項の規定による最適化活動の透明性を確保するため、取り組むこととされ、令和4年2月2日付け 3経営第2584号の農林水産省経営局長通知により、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価するものとされたものでございます。

令和5年度の実績報告となります。

左上 1 最適化活動の成果目標ですが、(1)農地の集積をご覧ください。集積率の目標としましては、47.3%が実績として49.4%でございました。

(2)遊休農地の解消等につきましては、緑区分の解消面積が目標2.4haに対して実績が0.7ha、令和4年度に発生した遊休農地の解消面積の目標が2.8haに対して、実績が1.3haでございました。

なお、緑区分とは、草刈り等を行うことにより、直ちに耕作可能とな

る農地で、黄色区分とは、基盤整備事業等の条件整備が必要となる農地でございます。

(3)新規参入の促進につきましては、目標値0.8 haに対して、実績が10.2 haでございました。

真ん中の欄になりますが、2 最適化活動の活動目標についてですが、月当たり12日に対して、実績が11.9日でございました。活動強化月間、新規参入相談会への参加につきましては、目標通りの実績でございました。

最後に一番下の欄をご覧ください。3 点検・評価結果でございますが、推進委員等の総人数39名のうち、目標に対して上回る結果又は期待どおりの結果が得られたものが39名、下回る結果となったものは0名でございました。

本日、ご承認いただけましたら、当結果を岐阜県知事及び岐阜県農業会議に報告します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第607号、土地現況確認申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第607号、土地現況確認申請について、説明させていただきます。

1 ページをお願いします。

農地法の適用を受けない土地（農地法第2条第1項の農地）の現況確認という形で、申請されたものです。

土地現況確認申請につきましては、2件提案されております。

平成24年施行の「大垣市農地転用後の土地現況確認事務処理要綱」に基づき、農振農用地区域以外の農地で、現況が農地又は採草放牧地でなくなってから20年経過したものであること、または、災害により農地でなくなったものであり、相当程度費用を投じて農地として復旧することが困難であるものについては公的機関が発行する証明書等により農地でない証明で対応できることとなっております。

1番、田、210㎡で、公衆用道路でございます。

2番、畑、165㎡で、一般個人住宅でございます。

1番の申請地は市街化区域内にある土地でございますが、20年以上前から公衆用道路として利用されております。このことは、平成12年、平成20年撮影の国土地理院の航空写真や、固定資産課税台帳登録事項証明書により、農地性を喪失してから継続して20年以上経過していることが確認できます。

2番の土地の区分につきましては、住宅の用に供する施設が連たんしている区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。当該地には、昭和35年と47年に建築された建物が現存しており、今日に至るまで、農地性を喪失しております。

このことは、固定資産税課税台帳登録事項証明書により、当該地に現存する建物が昭和35年及び47年に居宅が建築され、かつ農地性を喪失してから20年以上経過していたことが確認できます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定

してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第608号、農地法施行規則第29条第1号による証明願等について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第608号、農地法施行規則第29条第1号による証明願等について、説明させていただきます。

農地法施行規則第29条1号による証明願について、1件提案されております。

農業者が、2アール未満の農地をその者の農業施設に供する場合は、農地転用許可の適用除外になっておりますので、証明願という形で申請されたものです。

1番、田、626㎡のうち、64㎡で、農業用倉庫でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第609号 買受適格証明願（農地法3条）について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第609号 買受適格証明願（農地法3条）について、説明させていただきます。

農地の競売に参加するためには、買受適格証書が必要となるため、証
願いが出ているものでございます。

1 番、所有権移転によります、田、1, 499 m²でございます。取得後は果樹の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

議長　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

議案第610号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

3件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2番、所有権移転によります、畑、337㎡で、ございます。取得後

は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2 ページをお願いします。

3 番、使用貸借権によります、田、1, 933㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

—特になし—

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第611号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第611号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

8件提案されております。

1 番、使用貸借権によります、田、247㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、概ね300m以内に市役所の支所が存在する区域内の農地であり、第3種農地と判断します。

2 番、賃貸借権によります、田、413㎡で、廃棄物処理業者駐車場でございます。農地の区分は、住宅の用に供する施設が連たんする区域の内の農地であり、第3種農地と判断します。

3番～6番につきましては同一賃借人でございますので、まとめて説明させていただきます。3番ないし6番、賃貸借権によります、田、全体で、6, 470㎡で、製造業駐車場でございます。農地の区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えている区域内の農地であり、第3種農地と判断します。

3ページをお願いします。

7番、賃貸借権によります、田、918㎡で、ドライブインでございます。農地の区分は、4m以上の道路に、上下水道が整備され、かつ500m以内に2以上の医療施設その他の公共施設が存在する区域の農地であり、第3種農地と判断します。

8番、所有権移転によります、田、297㎡で、建設業資材置場でございます。農地の区分は、概ね300m以内に市役所の支所が存在する区域内の農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

委員 3番～6番についての確認ですが、場所としては、まとまった箇所にあるのですか。

事務局 2つの町内に跨っておりまして、道水路にて分断はされているものの、まとまった土地でございます。

議長 他に何かご質問ございませんか。

—特になし—

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第10号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局 報告第10号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、8件申請されています。

1番、田、192㎡で、貸駐車場でございます。

2番、田、2筆合わせて、950㎡で、長屋住宅でございます。

3番、田、591㎡の内、293㎡で、貸駐車場でございます。

4番、田、187㎡で、共同住宅でございます。

4ページをお願いします。

5番、田、331㎡で、貸駐車場でございます。

6番、田、217㎡で、一般個人住宅でございます。

7番、田、畑、2筆合わせて、69㎡で、一般個人住宅でございます。

8番、田、1,155㎡の内、畑、817㎡で、長屋住宅でございます。

農地法第5条関係届出明細については、11件申請されています。

9番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、314㎡で、一般個人住宅でございます。

10番、使用貸借権によります、田、591㎡の内297㎡で、一般個人住宅でございます。

11番、所有権移転によります、田、651㎡で、宅地分譲でございます。

5ページをお願いします。

12番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、618㎡で、建売

分譲でございます。

- 1 3 番、所有権移転によります、田、畑、4筆合わせて、8 6 9 m²で、共同住宅でございます。
- 1 4 番、所有権移転によります、畑、2 2 4 m²で、一般個人住宅でございます。
- 1 5 番、賃貸借権によります、田、3筆合わせて、1, 1 7 0 m²で、店舗（飲食店）でございます。
- 1 6 番、使用貸借権によります、畑、2 1 4 m²で、一般個人住宅でございます。
- 1 7 番、所有権移転によります、田、7 8 0 m²で、一般個人住宅でございます。

6 ページをお願いします。

- 1 8 番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、3 3 9 m²で、宅地分譲でございます。
- 1 9 番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、7 4 1 m²で、建設業駐車場でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、5 件申請されています。

3 年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

- 2 0 番、田、6筆合わせて、4, 4 1 3 m²でございます。
- 2 1 番、田、畑、3筆合わせて、8 8 2 m²でございます。
- 2 2 番、田、2筆合わせて、5 6 8 m²でございます。
- 2 3 番、田、2筆合わせて、1, 3 5 7 m²でございます。

7 ページをお願いします。

24番、田、5筆合わせて、3,825㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、26件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

25番、田、2筆合わせて、399㎡でございます。

26番、田、5筆合わせて、808㎡でございます。

27番、田、913㎡でございます。

28番、畑、1,967㎡でございます。

8ページをお願いします。

29番、畑、田、10筆合わせて、4,600㎡でございます。

30番、田、1,024㎡でございます。

31番、田、2筆合わせて、826㎡でございます。

32番、畑、田、25筆合わせて、8,432.09㎡でございます。

9ページをお願いします。

33番、田、畑、11筆合わせて、6,144㎡でございます。

34番、田、畑、2筆合わせて、1,822㎡でございます。

35番、田、424㎡でございます。

36番、田、1,236㎡でございます。

37番、田、畑、2筆合わせて、1,057㎡でございます。

38番、田、912㎡でございます。

39番、田、4筆合わせて、3,795㎡でございます。

40番、畑、2筆合わせて、98㎡でございます。

41番、田、2筆合わせて、409㎡でございます。

10ページをお願いします。

42番、田、畑、5筆合わせて、635㎡でございます。
43番、田、251㎡でございます。
44番、田、645㎡でございます。
45番、田、2筆合わせて、1,185㎡でございます。
46番、田、10筆合わせて、7,529㎡でございます。
47番、田、927㎡でございます。
48番、畑、田、3筆合わせて、342㎡でございます。
49番、田、866㎡でございます。
50番、田、3筆合わせて、1,628㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時22分閉会
上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和6年6月5日

議長

岩井 豊太郎

議事録署名者

棚 橋 新一

議事録署名者

辻 元 政 博

